

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 20 年度
計画変更年度	平成 21 年度
計画変更年度	平成 23 年度
計画変更年度	平成 26 年度
計画変更年度	平成 29 年度
計画変更年度	令和 2 年度
計画変更年度	令和 5 年度
計画変更年度	令和 8 年度
計画主体	山梨県 甲州市

甲州市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	農林振興課
所 在 地	山梨県甲州市塩山上於曾 1 0 8 5 番地 1
電 話 番 号	0 5 5 3 - 3 2 - 2 1 1 1
F A X 番 号	0 5 5 3 - 3 2 - 1 8 1 8
メールアドレス	info@city.koshu.yamanashi.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、ハクビシン、カラス、アライグマ
計画期間	令和8年度 ～ 令和10年度
対象地域	山梨県甲州市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	果樹（モモ・ブドウ・スモモ）	1,180千円 0.88ha
ニホンジカ	果樹（モモ・ブドウ・スモモ） 林業被害	937千円 0.90ha 具体的なデータはないが、被害はある。
ニホンザル	果樹（ブドウ・スモモ） 野菜	90千円 0.09ha 155千円 0.50ha
ツキノワグマ	果樹（モモ・ブドウ・スモモ）	770千円 0.65ha
スズメ	果樹（モモ・ブドウ・スモモ）	60千円 0.02ha
ムクドリ	果樹（モモ・ブドウ・スモモ）	710千円 0.81ha
カラス	果樹（モモ・ブドウ・スモモ）	725千円 1.40ha
ハクビシン	果樹（モモ・ブドウ・スモモ）	325千円 0.11ha
アライグマ	果樹（モモ・ブドウ・スモモ）	95千円 0.01ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

甲州市は、耕作面積1,408haの97%、1,372haを果樹園が占め、市内全域にわたりブドウが栽培され、山梨県を代表する果樹産地となっている。しかし、中山間地域が多く、毎年、果樹の生育期から収穫期にかけて鳥獣による被害が散見されている。

山際の圃場を中心にイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、ハクビシン、アライグマ、カラスによる被害が発生しているが、近年では市街地等にも出没が確認されている。さらに、大和町全域、勝沼町深沢地区及び塩山下柚木地区においては、ニホンザルによる被害が確認されており、隣接する地域への被害拡大防止に向けた取り組みが急務である。加えて前述のとおり、市街地や樹園地においてハクビシン、アライグマ、タヌキ等の小動物による被害が増加傾向にあるため、地域ぐるみで被害防除に取り組み、被害を軽減させていく必要がある。専門家による指導を仰ぎ対策方法を周知するなどして、地域や農家個人で効果的な防除に取り組んでいく。また、市においては、過去の被害報告を基にした被害マップなどを作成し、被害場所の特定、小動物等の侵入経路等の傾向を総合的に把握し、地域住民との情報共有を図る。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ（果樹）	1,180千円 0.88ha	944千円 0.70ha
ニホンジカ（果樹）	937千円 0.90ha	749千円 0.72ha
ニホンザル(果樹・野菜)	245千円 0.59ha	196千円 0.47ha
ツキノワグマ（果樹）	770千円 0.65ha	616千円 0.52ha
カラス（果樹）	725千円 1.40ha	580千円 1.12ha
ハクビシン（果樹）	325千円 0.11ha	260千円 0.08ha
アライグマ（果樹）	95千円 0.01ha	76千円 0.01ha
合計（果樹）	4,122千円 4.04ha	3,297千円 3.22ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・農作物等に被害が発生した場合、有害鳥獣捕獲を猟友会に委託し、加害鳥獣個体の捕獲を実施。 ・山梨県特定鳥獣保護管理計画に基づく特定鳥獣適正管理事業（以下「管理捕獲」という。）により、年間を通じニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの個体数調整を実施。 ・猟友会員を中心に鳥獣被害対策実施隊を設置し、被害の実態に合わせた計画的な捕獲を実施。 ・捕獲わな等を購入し、猟友会に貸与。 ・狩猟免許取得者に対し、取得に要する費用を補助。	・捕獲従事者の高齢化と担い手不足に伴い、捕獲事業の継続性に不安が残る。 ・従事する猟友会員は、大半が農業者であり、農繁期における農作業との兼ね合いから捕獲体制に課題がある。 ・農業者の後継者不足などにより、耕作放棄地が増加し、野生鳥獣の温床となっている。 ・河川からの鳥獣被害が増えてきており、狩猟者も対応に苦慮している。
防護柵の設置等に関する取組	・強い農業づくり交付金、山梨県鳥獣被害防止総合対策事業、山梨県県営畑総地帯総合対策事業、県単土地改良事業により防護柵を設置し、地元管理組合を中心に管理を行っている。また、個人の簡易電気柵設置に対し助成を行っている。	・設置した防護柵について、台風、等による天災、松くい虫等被害木による倒木から、エリアによっては修繕や改修が必要となっている。 ・また耐用年数を超過した防護柵についても大規模な改修が必要になっている個所がある。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

- ・管理捕獲、有害鳥獣駆除

峡東地区猟友会 5 支部、有害駆除捕獲従事者と連携し、効果的な捕獲に繋げることで被害の抑制を図る。

長距離無線式捕獲通知システムを導入することで、わなの見回り等の負担を軽減し、捕獲活動の効率化を図る。

- ・地域ぐるみの鳥獣害対策の取組強化

- ・防護柵の設置及び管理

防護柵については、計画していた地域の設置は完了している。今後は各防護柵管理組合と連携し、防護柵の定期的な維持管理、修繕、改修を行う。また個人の畑への電気柵の設置を促すことで個別の防除の対策も進める。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・市内猟友会(峡東地区猟友会 5 支部)へ管理捕獲許可を出す。
- ・市内猟友会の推薦者ならびに、積極的に取り組むことが見込まれるものに対して、甲州市鳥獣被害対策実施隊員の委嘱を行い、住民や市等からの被害相談に対して、各地域において被害を低下させるための効果的な活動を行う。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8～10年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ ツキノワグマ 鳥類（カラス等）	・捕獲用機材等の購入 ・アライグマについては県が実施する捕獲従事者講習会への参加を呼びかけ、従事者登録を行い捕獲者の確保に努める。 ・新規狩猟免許取得を奨励する。 ・カラスの囲わななどを推進する。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
令和6年度の対象鳥獣の有害鳥獣捕獲状況及び管理捕獲における捕獲状況については、イノシシ93頭、ニホンジカ712頭、ニホンザル8頭、鳥類296羽であった。この実績に基づき捕獲計画を作成する。 なお、イノシシについては、里山に生息するイノシシを捕獲し限りなく0に近づいていけるようにし、ニホンザルについては、加害レベルが3以上の個体について選択的に捕獲することとする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	90	90	90
ニホンジカ	750	750	750
ニホンザル	10	10	10
カラス	400	400	400
ハクビシン	30	30	30
アライグマ	20	20	20

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
・農業被害が多い萌出期から収穫期を中心に銃器、わな等を用いて捕獲する。 ・鳥獣保護区等において、ニホンジカの駆除を行う。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
・対象鳥獣の止め刺し及び緊急時に、確実な捕獲と実施隊員の安全を保つため、ライフル銃による捕獲を実施する。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
甲州市	ニホンジカ（管理捕獲のうち市実施分に限る。）、イノシシ、ニホンザル（いずれも管理捕獲に限る。）、ハクビシン

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	・電気柵、普通柵 年度ごとに、地元管理組合と協力し、管理、修繕、補修を実施。 要望や必要に応じ、移設、設置を実施。		

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	・地域全体で侵入防止柵の管理を行う。		
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	・個人で設置した簡易電気柵の維持管理指導。		
ニホンザル	・テレメトリー発信器を装着した個体の行動域を調査する。 ・群れによる行動域(季節ごとの移動場所、餌場)を調査し、地域住民による有効的な追払活動等を推進する。		

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8～10年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ	・集落環境診断、研修会等により地域ぐるみの被害対策の普及を推進。
令和8～10年度	カラス	・放任果樹の除去や生ゴミを回収当日に出すなど鳥害防止の徹底を図る。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

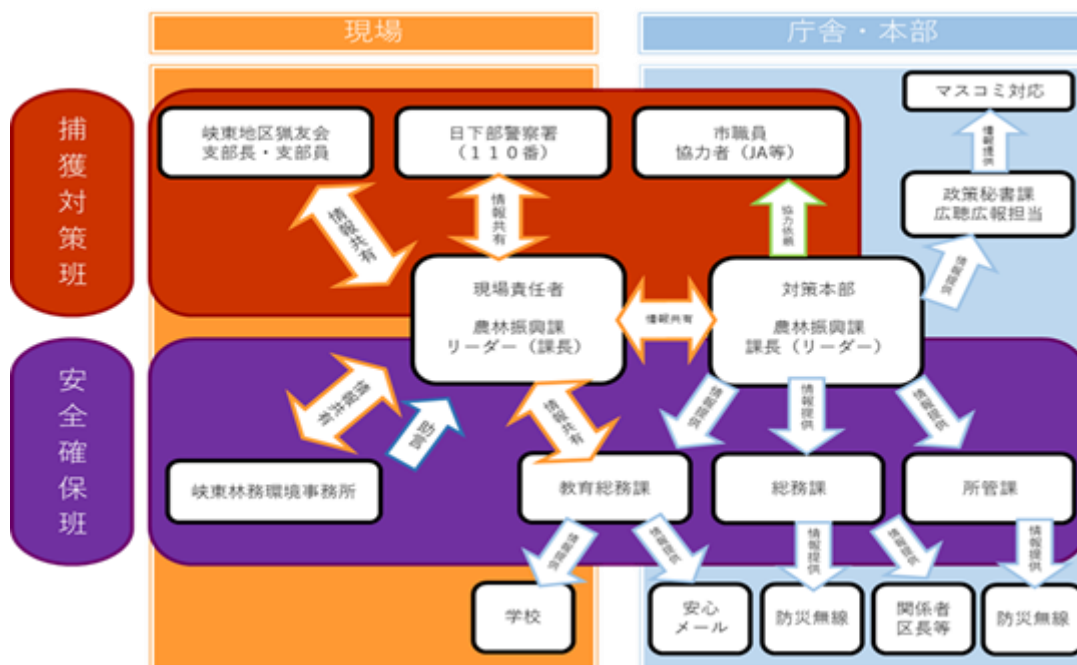
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
甲州市	・ 情報収集・住民への注意喚起・関係機関への連絡、捕獲等動向
警察	・ 現場での指示
猟友会（実施隊）	・ 追払、捕獲実施

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

- ・ 住民等→甲州市（警察）→警察（甲州市）
- ・ 猟友会→県等



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- | |
|--|
| ・原則として持ち帰り、埋設とする。やむを得ない場合は捕獲現場での埋設とする。
・アライグマについては焼却処分する。 |
|--|

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・該当なし
ペットフード	・該当なし
皮革	・該当なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等)	・該当なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

- | |
|-----------|
| ・現状は計画はなし |
|-----------|

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

- | |
|-----------|
| ・現状は計画はなし |
|-----------|

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	甲州市鳥獣害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
峡東農務事務所	農作物被害、防護柵の設置等に対して適切な指導、助言を行う。
峡東林務環境事務所	林業被害、対象鳥獣の捕獲等に対して適切な指導、助言を行う。
フルーツ山梨農業協同組合	農作物被害に対して適切な助言を行う。
峡東森林組合	林業被害に対して適切な助言を行う。
甲州市区長会	地域住民の代表として、事業に対して助言を行う
甲州市農業委員会	関係機関の代表として、事業に対して助言を行う。
猟友会塩山支部	対象鳥獣の捕獲に対して適切な助言を行う。
猟友会松里支部	対象鳥獣の捕獲に対して適切な助言を行う。
猟友会神金支部	対象鳥獣の捕獲に対して適切な助言を行う。
猟友会勝沼支部	対象鳥獣の捕獲に対して適切な助言を行う。
猟友会大和支部	対象鳥獣の捕獲に対して適切な助言を行う。
鳥獣保護員	対象鳥獣の個体数管理に対して適切な助言を行う。
鳥獣害防止技術指導員	鳥獣害防止技術指導員として、事業に対して適切な助言を行う。
甲州市	協議会事務局

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山梨県富士山科学研究所	鳥獣害対策に関して必要に応じて意見を述べる。
山梨県総合農業技術センター	鳥獣の農業被害に関して必要に応じて意見を述べる。
山梨県森林総合研究所	鳥獣の林業被害に関して必要に応じて意見を述べる。
NP0 法人甲斐けもの社中	有害鳥獣関連の情報提供、追払。

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- ・平成27年5月より実施隊を設置。
- ・市内猟友会5支部の推薦者約120名により構成し、駆除、防除について普及啓発を行い、農作物等への被害防止を目的として活動を実施。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・該当なし

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・該当なし

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。